

支部ニュース

2017 年 8 月 No.525

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●貧困問題に対し弁護士がどのような役割を果たせるか	林 治	1
●事故防ピンハネ返せ訴訟 不当判決でも清掃労供労働者の年金・保険適用を実現	萩尾 健太	2
●武蔵村山市 税金滞納処分を巡る問題	佐藤 宙	4
●三多摩憲法のつどいを開催しました	佐藤 宙	5
●家庭教育支援法シンポジウムについての報告 「戦時家庭教育指導要項超訳の宣伝を添えて」	久保木太一	6
●はじめまして～新入団員自己紹介	鈴木 悠太	7
●サマーセミナーの概要をお知らせします！		8
●7月渋谷新宿地域幹事会決議 ※福島第一原発事故による被害の全面救済の実現を求める決議		9
※晴海オリンピック・パラリンピック選手村敷地譲渡契約の正常化を求める決議		10
●7月渋谷新宿地域幹事会議事録		12

暑中お見舞い申し上げます



貧困問題に対し弁護士がどのような役割を果たせるか

代々木総合法律事務所 林 治

- 1 2017年7月19日に東京支部の渋谷新宿地域幹事会が開催され、そこで貧困問題について話をする機会をもらったので、その時の話をこの場を借りてお伝えする。
- 2 「貧困」といってもその中には、人間の生存が危ぶまれる絶対的貧困と人間的な生活が営めない相対的貧困がある。

相対的貧困とは、可処分所得（社会保障料等を控除し、手当などを充当した後の額：手取りのこと）の中央値（平均値ではない）の半分以上の可処分所得しかない状態をいう（OECDの定義）。日本では、中央値が244万円なので、122万円以下の所得しかない人は相対的貧困にあたる（なお、2人世帯の場合は172万円以下、3人世帯の場合は211万円以下、4人世帯では244万円以下の所得の人は相対的貧困となる）

現在の日本でも餓死者（及びその疑いがある死者）が毎年100人弱いるので、絶対的貧困がないわけではないが、日本で貧困問題を議論するときには、主に相対的貧困を論じることになる。日本の相対的貧困率は15.6%で、実に6〜7人に1人が貧困である。

しかし、「周りに貧困状態の人なんていない」という声も多い。相対的貧困状態は、冠婚葬祭に着ていく服がない、旅行に行くことができないなどの状態にあるので、外見から貧困であることは見えないからである。ネットカフェ難民は貧困状態であるが、着替えもし、シャワーも浴び、スマホも持っている（非正規労働者はスマホで仕事依頼を受けたり、失業してもスマホで仕事を探すのでスマホは必需品である）ので、「普通」の労働者に見えるのである。

もっとも、私の事務所には多数来所するので、現在の日本の貧困を身を持って実感する。

- 3 そんな貧困状態にある人を日本では自己責任と片付け、自分の問題、社会の問題と捉えないことが多い。これについては、様々なことは指摘されているが、2つのことを述べた。一つは「自力で生活できない人を政府が助ける必要はない」と答えた人の割合が日本は38%でダントツであるという2011年11月18日の日経ビジネスの記事である。2位はアメリカの28%、他の諸国（イギリス、フランス、ドイツ、中国、インド、ブラジル）では8〜10%である。もう一つは、藤田孝典氏が「続・下流老人」で述べている村全体で年貢を納める「村請制度」に起源があるということである。

しかし、貧困は社会保障が貧弱な日本では、離婚（死別）・病気（ケガや精神疾患も含む）・失業・介護誰にでも起こりうるのである。自己防衛策を考えるのではなく、社会保障を充実させることで解決するべきである。

- 4 では、そんな貧困化する社会で弁護士はいかなる役割を果たせるのか。

全ての問題を弁護士が解決することはできないので、支援者や他の専門家の協力は不可欠である。積極的に社会運動に弁護士も参加しそこで様々な人達と知り合い協力していくことが必要である。

弁護士が相談や事件を受けたときに、生活困窮者の表面上の言動だけでだけで判断しないことが求められる。生活困窮者の中には仕事が長続きしない、日常的な生活習慣も身につけていない（風呂に入ったり、歯を磨くことをしない、着替えずに寝巻きのままで一日過ごす、挨拶をできないなど）人も多い。こういった人に接した時に「だらしのない人だ」といって切って捨てていたら支援はできない。その人が、なぜそのような状況に陥っているのでは、背景を知る必要がある。そこには、

過酷な生い立ちや、恵まれない家庭環境、低学力、成功体験の欠如、知的障害、発達障害、精神疾患など様々な事情がある（しかも、多くの場合は複数ある）。

これらのことを弁護士は別の場面ではすでにやっているのである。刑事事件の情状弁護である。被告人が犯した罪だけを表面的に見れば「とんでもない奴」である。しかし、弁護人は犯行に至った事情は何か、背景を探りそれを裁判の場で訴えて、そのための環境整備をしているのである。

これを生活困窮者の支援でも行えばいいのである。しかし、なぜか生活困窮者には対しては多くの弁護士は「検察官」になる。

そして、生活困窮者支援は裏切られるのが仕事である。依頼者が約束を守らない、連絡をくれない、金を払わないのは日常茶飯事である。これを当たり前と思って、仕事をしないと支援は難しい。もっとも、全てをしなくていいのでワイルドの「幸福の王子」のツバメの役割を多くの弁護士が果たしてくれることを期待したい。

最後に、生活困窮者に接するとびっくりするような人にたくさん出会うので、どんな人とでも接することができるようになり、どんなことでも驚かなくなる。これはどのような人を相手にするかわからない弁護士にとってかけがえのないスキルになる。これが、支援の「副産物」として得られることもお伝えしておきたい。

事故防ピンハネ返せ訴訟 不当判決でも清掃労供労働者の年金・保険適用を実現

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

2017年6月29日、東京地方裁判所民事第19部（清水響裁判長）は、一般社団法人労働福祉事故防止協議会（「事故防」）を被告として新運転東京地本の組合員および元組合員3名が一労働日あたり200円の拠出金の返還と不法行為に基づく損害賠償を請求した裁判（「事故防ピンハネ返せ訴訟」）について、原告らの請求を全て棄却するという極めて不当な判決をなした。

1 当事者

新運転東京地本（「組合」）は、東京23区清掃事業の下請け企業や生コン企業に対して労働者供給事業をなす労働組合である。

事故防は、新運転東京地本およびその専従役員と東京環境保全協会等の供給先企業が構成員となった組織である。組合員の福利厚生のための組織といいながら、組合員は事故防の運営に関与できず、組合内でも「別組織 云々」をたてに、事故防の運営についての議論から組合員は排除されてきた。新運転東京地本幹部らは、事故防を使用者のリスク回避のための組織と位置づけながら、ここから経理上の援助まで受けていることにも露われているとおり、事故防は労使幹部の癒着の場として機能してきた。

2 不当利得返還請求

事故防は、組合員の一就労あたり200円（2012年10月より100円）の拠出金によって運営されている。しかし、この拠出金が事故防を介して供給先企業より新運転東京地本の専従役員に流れて

いることから、原告らは、＜中間搾取を禁止した労働基準法 6 条＞＜有料の労働者供給事業を禁止した職安法 44 条・45 条＞＜経理上の援助を禁止した労働組合法 2 条 2 号、7 条 3 号＞に違反し、不当利得となるとしてその返還を求めて 2014 年 7 月 30 日と同年 12 月 22 日に提訴した。

これは、組合会館の所有名義が組合機関での決定を経ずに事故防に移転させられたことについて、組合員が事故防の篠崎理事長（新運転中央本部委員長を兼務）を訴え、事故防の実態に基づいて不法行為の認定を得た先行訴訟判決の判示に基づくものであった。

しかし、今次の判決は、事故防の実態・実情に着目するという責務を放棄し、表面的建前のみを云々した。例えば“拠出金は組合員の賃金相当分ではない”“事故防は組合員の福利厚生を目的とする組織であるため中間搾取に当たらない”“事故防は有料の職業紹介事業を行っているとは言えず、事故防から組合幹部への支払はその業務に対するものだ”などとして、労基法・職安法・労組法違反を認めなかった。

3 不法行為に基づく損害賠償請求

初代事故防会長にして新運転東京地本委員長であった故篠崎庄平氏は、第一回事事故防総会で、供給先企業に対して、組合員について「利用者の皆さんは、これを借りて使用しているのだ、というのが、その主張であり、したがって、必要に応じ、必要な時だけ使用する、ということで“便利”に“安心して”ご使用頂いているわけです。」と述べた。

従来、この発言のとおり、組合員中 9 割（約 1900 名）の継続就労者も、同一事業所で何年働いても日々使用とされ、＜厚生年金なし、健康保険・雇用保険も日雇い扱い、有給休暇もなし＞という厚生年金法・健康保険法・労基法違反の労働条件が＜労働協約 1 条＞によって押しつけられ、首切り自由という無権利状態におかれてきた。それが、事故防を通じた労使幹部癒着体制の下で、使用者の意を受けた組合幹部によって維持されてきた。原告らは、この点について、事故防と新運転東京地本の共同不法行為として損害賠償を請求した。

ところが、判決は、組合幹部の文書や労供事業の実態などの証拠を無視して“労働協約 1 条は窓口就労者に対するものであり、継続就労者には適用されない”などと、新運転執行部の新たな言い訳に基づいて認定した。また、新運転東京地本幹部が関係行政機関に自ら働きかけて、組合員への厚生年金・健康保険・雇用保険の適用を妨害したという事実も無視して“年金や保険の適用は行政が法に基づいてなすものだ”として、事故防の共同不法行為の責任を完全に否定した。

さらに、新運転東京地本の非民主的な組織運営についても、事故防と新運転東京地本との共同不法行為とは認められず、新運転東京地本内で解決すべき問題であるとした。

4 清掃労供労働者の権利実現と判決の評価

これらは、実態を見ようとしない形式的な空疎な判断である。

しかし、他方で、本件提訴と、これをバックアップしてきた組合の枠を超えた労供労働者、下請労働者、公務員労働者の共同の広がり（これは、裁判の判決の勝敗如何を超えた、本件訴訟提訴の大きな成果である）、従来の実態の変化をもたらした。

昨年 5 月、東京 23 区の清掃労働者の厚生年金未加入が朝日新聞で報道され、10 月には厚生労働省の年金局、保険局、職業安定局から、業者団体である東京環境保全協会に対して指導がなされ、継続就労をしている労供労働者の加入が求められた。

これを受けて、当初使用者と共に抵抗しようとした新運転東京地本幹部の姿勢も変化し、今年から、その適用を企業に要請し、企業もこれを受け入れ、約 2000 名の継続就労者について、年金・健康保険・雇用保険への加入がなされるに至った。

本件判決は、こうした裁判自体をも乗り越えた現場の闘いによる現実の流動変化のねじれた反映でもある。

結論そのものは原告の敗訴ではあるが、全員の力で実現してきたこのような現実の流動をも反映したこの判決を、我々は逆手にとって、＜継続就労者への労働協約1条の適用廃止＞や、＜年金・保険不加入の潜脱を許さない闘い＞を推し進め、これに基づいて、労働協約1条それ自体の廃止と、労供労働者の地位・権利の更なる向上を実現してゆかなければならない。また、組合に、この判決を受け止めて運営のいっそうの民主化を図ることを求めている。

訴訟団は、不当判決に屈せず、判決の過ちを正し、事故防を通じた支配介入の実態を明らかにして事故防の責任を追及するべく、控訴して闘い続ける決意である。

武蔵村山市 税金滞納処分を巡る問題

三多摩法律事務所 佐藤 宙

1 明らかになった武蔵村山市の不当な滞納処分を巡る実態

安倍政権による社会保障の解体政策が強行される中、各自治体においても国保料（税）の値上げによる住民負担増、および滞納処分「強化」が進められている。このような情勢の中、武蔵村山市が、市の予算で「滞納処分 STOP」のロゴが背面に大きく書かれたジャンパーを作成し、職員がそれを着用して滞納者の自宅訪問を実施していることが明らかとなった。これは、滞納処分の「強化」の一環として、滞納者に対し圧力を与える目的でおこなわれているものと言うほかない。このような徴税実務の実態は、経済的に困窮する市民を保護し、支えるという行政としての基本的な視点の欠落を示すものであり、先般大きな問題となった小田原「生活保護なめるなジャンパー事件」と同様の問題が通底しているものと言わなければならない。

このほか、同市が、わずか残高 59 円の預金に対して滞納処分（差押え）を実施したことも明らかになった。滞納処分は、税金の滞納状態を解消するために実施すべきものである。59 円の預金に対して滞納処分をしたところで、滞納状態が実質的に解消されるものでもなく、かかる滞納処分はまさに「するためにする滞納処分」と言わざるを得ず、到底是認しうるものではない。

2 東京都主税局主導で行われている「滞納 STOP」強化とその実体

滞納処分の「強化」は、武蔵村山市だけの問題では決してない。東京都主税局は、毎年 12 月に「オール東京滞納 STOP 強化月間」と称して、各自治体と「連携・協力」して、滞納処分の強化をおこなっている。東京都主税局のウェブサイトには、「オール東京滞納 STOP 強化月間における主な取り組み」として、役所内至る所に「STOP 滞納処分」のロゴ等が書かれた横断幕やのぼり旗が掲げられている写真や、タイヤロック（自動車に対する滞納処分。自動車を移動できないようにタイヤをロックする物理的差押え）の様子を撮影した写真などが大量に掲示されている。このようなウェブページが堂々と公開されていること自体、「滞納＝悪」、「滞納処分＝正義」という誤った考えが、東京都全体の徴税実務を支配していることを示すものに他ならない。上述した武蔵村山市における滞納処分を巡る問題の背景にも、このような東京都主導の全都的な滞納処分「強化」があることは明らかである。

3 実態調査と改善のために

多くの場合、税金の滞納は、市民が経済的困窮に向かっている、ないしは経済的困窮に陥っているサインである。行政としては、そのサインを見逃ごすことなく、市民と対話し、生活の再建を図る中で信頼関係を築き上げ、無理のない範囲での税金の回収をおこない、あるいは滞納処分の停止や換価の猶予など適切な対応をしなければならない。現に、滋賀県野洲市では、生活に行き詰まっている滞納者を専用の窓口案内し、生活再建のための相談を実施する運用を確立させている。しかし、東京都ないし武蔵村山においては、「滞納＝悪」の誤った思考の下、滞納者の生活を無視する、「徹底」した滞納処分が実施されている現状がある。これは改善されなくてはならない課題である。

そこで、今般、武蔵村山市の徴税業務の実態把握および現状改善のため、社会福祉推進協議会（社保協）等が中心となり調査団が結成される運びとなった。団東京支部としても、是非とも積極的な関わりが求められる。

三多摩憲法のつどいを開催しました

三多摩法律事務所 佐藤 宙

去る6月16日、三多摩憲法のつどいを開催した。三多摩憲法のつどいでは、憲法に関連するテーマ取り上げ、多摩地域の方々に広く憲法について考えてもらうために毎年開催している集会である。今年は、安倍政権により戦争をする国づくりが推し進められている情勢を受け、「日本企業と武器輸出～日本が進む死の商人への道～」と題し、このテーマを長年取材されてきた東京新聞記者の望月衣塑子氏を講師にお招きした。

望月氏からは、武器輸出や武器開発・制作に関わる企業を巡る実態（防衛企業や下請企業のホンネ）、武器輸出三原則や防衛装備移転三原則など武器輸出を巡る攻防、産学協同に関する日本学術会議の反対声明など、膨大な取材・知識に裏打ちされた、迫力あるお話をいただいた。

中でもとりわけ印象深かったのは、武器輸出や開発・制作を巡り、意外にも防衛企業やその下請企業は、慎重・消極的な立場であり、政府との間に温度差があるということである。某防衛企業社長や幹部から、「防衛装備品を海外に売って商売することは考えていない」とか、「武器を世界中に売って稼ぐという発想はない」という言葉が口にされていることは、私の予想とは異なるものであった。また、実際に武器の制作に携わることになる中小の下請企業は、「武器を輸出すること、自分自身もテロの標的になるのではないか」とか、「できれば軍需とはつながりのない仕事で稼ぎたい」との不安・本音を口にしているとのことであった。これは、武器輸出が企業の利益に必ずしも直結するものでないことや、技術上の秘密漏洩に対する懸念によるものでもあろうが、戦争や軍需産業に関わることに對する潜在的な恐怖や拒否感もその大きな要因にあることは否定できないだろう。

武器輸出の解禁から早3年が経過した。如何に現場企業が慎重な立場を表明していても、国家としての武器輸出推進を止められなければ、この国は軍産複合型の国家に向かっていくことになるだろう。日本にとって、世界にとって、本当にこのままで良いのか、この問題について真剣に考えなければならない。望月氏のご講演は、この言葉で、締めくくられた。

家庭教育支援法シンポジウムについての報告 「戦時家庭教育指導要項超訳の宣伝を添えて」

城北法律事務所 久保木 太一

1 家庭教育支援法案とは

(1) 内容

家庭教育支援法案（以下、「本法案」とする。）は、国が家庭教育支援の基本方針を定め、地方公共団体、保護者、学校や保育所の設置者等に対し、その施策への協力を求めること等を内容としている。

本法案は、「支援」の名の下に、国が各家庭に「干渉」をするものであり、国の施策だけでなく、家族像や感情までも押しつけるものであり、到底看過できないものである。



(2) 法案提出を巡る動き

政府・与党は、今国会中の本法案の提出を目指していると報じられている。今通常国会での提出こそなかったが、自民党の議員が紹介議員となり衆参両院で本法案の制定を求める請願が提出されたことを考えても、秋の臨時国会で本法案が提出されることが危惧される。

2 学習会～家庭教育支援法って何？～

2017年7月30日、新日本婦人の会、全日本教職員組合、自由法曹団の3団体が共催となり、立命館大学法学部教授（専門：家族法）の二宮周平教授を講師に招き、「学習会～家庭教育支援法って何？～」を開催した。

(1) 講演

学習会の冒頭に、「家庭教育支援法—その背景とねらい」というテーマで二宮教授にご講演いただいた。二宮教授は、本法案の条文を仔細に分析することによって、本法案の目指す家庭教育「支援」が、現在文部科学省が行っている個別家庭への対症療法中心の家庭教育支援とは異なり、家庭の自主性を無視した国家による押し付けであることや、本法案の根幹には2006年に第一次安倍内閣の下で全面改正された教育基本法と共通する精神があることなどを鋭く指摘した。

(2) 現場からの報告

引き続き、新日本婦人の会、全日本教職員組合のそれぞれから現在の教育現場の実態について報告があった。改正教育基本法によってすでに教育から自由が奪われていること、真の教育支援とは教育の無償化であって国による教育内容の押し付けではないことなどが強く訴えられた。

(3) 戦時家庭教育指導要項超訳

本法案は、1942年に文部省社会教育局が発表した「戦時家庭教育指導要項」と酷似している。「戦時家庭教育指導要項」が発表されたのは太平洋戦争の真っ只中であり、戦争をする国づくりに向けた家庭教育がこれによって押し付けられている（たとえば、母親に対し、子どもを「皇国の後勁」（天皇を守るための将来の精鋭部隊）へと育て上げることが要求されている）。

戦時家庭教育指導要項は、本法案の「成れの果て」の姿であるといえるため、歴史の教訓を踏ま

えた本法案の危険性を知る上では、戦時家庭教育指導要項の理解が望ましい。もっとも、戦時家庭教育指導要項は、カタカナ交じりの文語体で、仏教用語も多用されているために読んでもなかなか頭に入っていない。そこで、高橋源一郎氏の教育勅語超訳に多大な示唆を受け、私と同期・同事務所の大久保秀俊弁護士とで戦時家庭教育指導要項の超訳を作成し、学習会において大久保弁護士が報告を行った（共著者として私はそれを見守った）。

超訳は、単に口語体に直すだけでなく、当時の時代・思想背景を踏まえた大胆な意識によって作成したものである（そうでなければ「超訳」とはいえない）。手前味噌だが、とても読みやすく、戦時家庭教育指導要項については家庭教育支援法のヤバさが瞬時に伝わるものとなっていると思う。まだ公開はしていないが、近々著作権フリーで公開する予定なので、今後の学習と運動の糧としていただければ幸いである。

はじめまして 新入団員自己紹介

旬報法律事務所 鈴木 悠太

1 はじめに

はじめまして、2016年12月に第二東京弁護士会に弁護士登録をした修習69期の鈴木悠太と申します。

2017年1月に旬報法律事務所に入所し、弁護士として執務を開始し、労働問題を専門に扱っています。日々、個人の解雇、残業代事件から、大きな集団訴訟、弁護団事件まで、幅広い労働事件を経験させていただいています。

2 弁護士になった経緯

私は、学部時代には経済学を専攻していましたが、人と直接関わる仕事がしたい、人の人生に寄り添うような仕事がしたい、という思いから、法科大学院へ進学し、弁護士となる道を選びました。私にとって弁護士は、クライアントの人生に最も深く関わることのできるサービス業であり、人の人生をより良い方向へ導くことのできる力を持った存在です。

特に、労働というのは、人が生活するために不可欠なものであるのみならず、人の人生のうち大きな割合を占め、多くの人にとっては生きがいともなるものです。

また、逆に、過酷な労働は、労働者から、個人の時間、家族で過ごす時間、社会活動をする時間を奪うのみならず、時には労働者の健康や命までも奪ってしまいます。

私は、労働問題を、人の生活の問題であり、人がどう生きるかの問題であると捉え、労働問題を通して、人の人生に寄り添う弁護士になりたいと考えるようになりました。そして、旬報法律事務所に入所し、労働問題を専門に扱う弁護士になることを決意しました。

3 自由法曹団について

自由法曹団については、修習生のときに就職活動をする中で知りました。

私は、弁護士の仕事のイメージとして、目の前のクライアントが抱える問題を一つ一つ解決していくものだというイメージしか持っていませんでした。

しかし、自由法曹団の先生方が、過去に様々な社会問題について問題提起をし、社会運動の流れ

を作り、社会をより良い方向に動かしてきたことを知り、自分も個々の事件をこなすのみならず、少しでも社会問題に目を向けて活動できればと思い、自由法曹団に入団しました。

また、全国の多くの弁護士と繋がり、力を合わせて活動できる場所も自由法曹団の魅力だと思います。

今年の5月には、群馬県磯部温泉で行われた5月集会に初めて参加し、全国の志を同じくする多くの諸先輩方、同期弁護士の存在を知り、非常に心強く感じました。また、自分の知らなかった様々な話を聞き、大変刺激を受けました。

今後も、可能な限り自由法曹団の様々なイベントに参加し、志を同じくする全国の多くの先生方に出会い、自分の知らない様々な話を聞き、社会問題に目を向けて活動していきたいと思っています。

4 最後に

まだまだ未熟な私ではありますが、日々研鑽を重ね、多くの依頼者、労働者の人生に寄り添い、その不安を取り除くとともに、人権課題に取り組むことにより広く社会に貢献して参りたいと思います。

自由法曹団の諸先輩方には、今後ともご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

サマーセミナーの概要をお知らせします！

事務局次長 船尾 遼

■日程 8月25日（金）13：00～26日（土）12：00

■場所 ホテルリゾーピア熱海（静岡県熱海市東海岸町13-93 TEL：0557-83-5959）

1日目

13:00～15:00 青井未帆教授（学習院大学）講演 質疑応答

15:20～15:45 山添拓団員情勢報告

15:45～18:00 憲法関係報告と討論・各事務所の憲法・共謀罪関係の取組の報告と討論

2日目

9：00～11:45 労働関係・教育関係・都政問題関係の報告と討論、その他の課題の報告など
（＊時間に若干の変更はあり得ます。ご了承ください）

1日目は、青井未帆教授、山添拓団員を招いて現在の情勢を踏まえて今後の改憲阻止の取組を中心に討論を行い、2日目に団員の事件報告を含めて各分野の取組みについて議論をする予定です。

まだまだ参加者募集中ですので、参加希望の方は、①お名前、②事務所名、③期、④連絡先、⑤参加日程（A全日程参加（1泊2食・会議費含む17,000円 ※69期と事務の方は10,000円）、B1日目会議のみ参加（3,000円）、C1日目懇親会まで参加（10,000円）、D1日目懇親会から参加（1泊2食・会議費含む15,000円）E2日目のみ参加（3,000円））を団支部事務局（FAX:03-5227-8257）までお知らせください。個人事務所の方も是非ご参加ください！

7 月渋谷新宿地域幹事会決議

福島第一原発事故による被害の全面救済の実現を求める決議

- 1 2017（平成 29）年 3 月 17 日、前橋地方裁判所は、福島原発事故による避難者等の被害者を原告とする訴訟において、被告国及び被告東京電力の賠償責任を認める判決を言い渡した。前橋地裁判決では、東京電力について、責任根拠を原賠法としつつも、遅くとも 2002（平成 14）年には、福島第一原発の敷地地盤面を優に超えて非常用電源設備を浸水させる程度の津波の到来を予見することが可能であり、2008（平成 20）年 5 月には実際に予見していたとし、給気ルーバのかさ上げなどの結果回避措置をとれば、容易に福島原発事故を回避し得たにもかかわらずとして、これを怠ったとして、特に非難に値する事実が認められるとして、実質的に重過失の判断をした。そして、国について、遅くとも、2007（平成 19）年 8 月頃には、被告東京電力に対して、結果回避措置を講じる旨の技術基準適合命令を発するなどの規制権限を行使すべきであったのに、これを怠ったことについて、炉規法及び電気事業法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものとして、国家賠償法 1 条 1 項の違法性を認めている。

このように前橋地裁判決は、司法の場において、福島原発事故について、国及び東京電力の加害責任を明確にし、断罪したものであり、その意義は、極めて大きい。

今後、9 月 22 日には千葉地方裁判所で、10 月 10 日は福島地方裁判所でそれぞれ判決が予定されており、10 月 11 日には福島地方裁判所いわき支部、10 月 25 日には東京地方裁判所の訴訟がそれぞれ結審を迎え、年度内には判決が言い渡される見込みである。これらの訴訟においても、司法の場において、原発推進政策を続けてきた国及び東京電力の加害責任を明確に断罪する判決が続くことが期待される。

- 2 2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した福島第一原発事故から既に 6 年あまりが経過した。

にもかかわらず、放射能で汚染された地下水が海へ流出し続けるなど、依然として事故の収束の目途は立っていない。未だ 9 万人近くの人々が避難を余儀なくされており、被災者の被った甚大な被害の原状回復と完全賠償も実現されていない。

これらの事実は、ひとたび原発に重大な事故が起れば、人々の平穏な暮らしを喪失させ、それを取り巻く自然環境を破壊し、長期間にわたり深刻かつ甚大な被害をもたらすことを如実に物語っている。

福島第一原発事故による放射能汚染状況は行政区画とは無関係に福島県内だけでなく東日本の広範囲に広がっている。にもかかわらず、政府は、地域や生活の実態を詳細に見ることなく、住民を行政区画や地域で分断し、一方的に、補償、復興施策や帰還政策の「線引き」を行ってきた。このような対応は、被災者ひとりひとりの実態を無視し、被害者を「差別」と「分断」を進めるものであり容認することはできない。速やかに行政区画による官僚的、画一的な対応ではなく、被災実態に即した対応に改める必要がある。

また、国は、「除染」を実施し、「避難指示解除準備区域」と「居住制限区域」について「安全が回復された」として一方的に「安全」を押しつけ帰還を強制してきた。除染の結果、放射能汚染がど

れだけ低減されたかを問うことなく避難区域指定を解除し「帰還可能」として、補償の打ち切りを結びつけることを通じて避難者に「帰還」を強制してきたのである。このような「帰還」強制政策は直ちに中止し、全ての被災者に、避難の必要と合理性を認め、その実態に合った賠償が継続・徹底されなければならない。

特に、福島県及び国は、2017 年 3 月末日をもって、指定区域外の避難者へに対する災害救助法に基づく住宅供給措置の打ち切りを強行した。避難先での住宅は避難者の生活の場であり、住宅を失うことは生活そのものが破壊されることであり、人として「生きる権利」を奪う暴挙であるというほかない。このような加害者である国や東京電力が被害者を蹂躪するような動きは、到底許されるものではない。

- 3 国や東京電力の加害責任が司法の場においても明らかとなった今、国や東京電力が行うべきは、被害者の切り捨てではない。求められるのは、原発事故の過酷な被害実態を踏まえた賠償の実現及び生活圏の原状回復を含む生活再建のための諸施策の実施である。

私たち自由法曹団東京支部は、国及び東京電力に対し、福島第一原発事故がもたらした深刻かつ甚大な被害に対して、被害者が原発事故前の暮らしを取り戻すための原状回復措置をとること及び被害に対する完全賠償を行うことを求める。さらに、国に対して、その加害責任を明確にし、被害救済の実現でなく切り捨てに繋がっている福島復興再生特別措置法や福島原発事故子ども・被災者支援法の改正をはじめ、すべての原発事故被害者の生活再建のための新たな立法の制定・施策の実施を求める次第である。

私たちは、そのためのたたかいに全力を傾注することを決議する。

2017 年 7 月 19 日

自由法曹団東京支部幹事会

晴海オリンピック・パラリンピック選手村 敷地譲渡契約の正常化を求める決議

- 1 東京都は、2016 年 12 月 5 日、大手デベロッパー11 社との間で、晴海オリンピック・パラリンピック選手村敷地譲渡契約を締結した。

譲渡された土地は、晴海 5 丁目西地区にあり、都心部と臨海副都心を接続する位置にあり、東京駅から 3～4 km の距離にある 13 万 3906. 26 m² の広さの土地である。もともと東京都が単独所有している都有地であった。

この土地上に 2020 年開催予定のオリンピック・パラリンピックの選手村が建築されることとされ、民間事業者（特定建築者）が建築してその建物を大会組織委員会が賃借料 38 億円を上限として賃借し、大会終了後は民間事業者（特定建築者）が超高層タワーを含む合計 24 棟の高層住宅に転用して分譲するプランが計画された。この計画を実現するため、選手村の整備は東京都による個人施行の第 1 種市街地再開発事業によることとされ、特定建築者となったのが、敷地譲渡を受けた大手デベロッパー11 社である。これらの会社を譲受人として、施行者である東京都と総額 129 億

6000 万円で本件の土地の所有権譲渡契約が締結されている。1 m²あたり 100 万円とも言われる周辺相場からすると約 1300 億円の都有地が 9 割引きの金額で譲渡されたことになる。

- 2 本件では、東京都が敷地の単独所有者、施行者、認可権者という 1 人 3 役、個人施行の第 1 種市街地再開発という手法により脱法、違法な行為が行われている。

まず、売買について条例又は議会の議決（地方自治法 237 条 1、2 項）もなく、適正な価格であるかどうかについて東京都財産価格審議会における評価（東京都財産価格審議会条例第 2 条 1 項）もなされていない。

さらに、特定建築者の手法が用いられた結果、一般競争入札（地方自治法 234 条）も行われていない。

このように晴海オリンピック・パラリンピック選手村建築は、再開発の手法により、地方自治法による規制を潜脱しているだけでなく、都市再開発法の規定をも脱法したものといわざるを得ない。加えて、土地の単独所有者である東京都は、権利変換において建物の床などの権利を取得しないこととし、転出申出したが、失われる土地の価格は権利変換期日における近傍類似の土地の取引価格を考慮して定める相当の価格とされる（都市再開発法 80 条）ところ、土地所有者の同意による 80 条の適用除外規定（同法 110 条）を利用して、80 条の規制を脱法しているのである。

1 人 3 役、権利者が 1 人ということ再開発法の手続の適正をはかるべき規制が全く機能していない中で、市場価格の 1 割程度の 129 億 6000 万円の売却価格が適正であることについて、東京都は、オリンピック・パラリンピックの選手村としての仕様としなければならないこと、オリンピック、パラリンピック開催後に売却となることから売却までに一定の日数がかかることなどとしているが、いずれも 9 割減額する理由となっているものではない。

- 3 自由法曹団東京支部では、2015 年 9 月 30 日、新国立競技場の建設費用の見直し、公式エンブレム問題に対して、これらは、開発優先の行政や商業主義を優先させた組織委員会の運営が、五輪本来の姿をゆがめており、安倍政権が 2020 年東京五輪をアベノミクスの「第 4 の矢」と位置付け、オリンピックを好機として「東京大改造」を財界、ゼネコンと一体となって推進していることにあることを指摘し、2020 年東京オリンピック・パラリンピックについて、巨大開発と税金の無駄づかいの流れにストップをかけ、裕福な都市・国でなくても開催が可能な大会、ひとにぎりのトップアスリートのオリンピックから「スポーツ・フォア・オール」への転換、巨大開発から環境に優しい「持続可能」な社会への転換めざす大会にすることを求める決議を行った。

今回の、選手村敷地の不当な低廉価格での売買も開発優先の行政によるオリンピックを口実とする財界、ゼネコンと一体となった巨大開発にほかならない。

都民の財産である都有地が周辺相場の約 10 分の 1 という不当に廉価で売買契約がなされたことに関して、都有地の違法、不当な低廉価格による売却処分による損害を回避又は補填するために必要な措置を講じることを都知事に勧告するよう住民監査請求をした。これに対し監査委員会は、請求人の主張には理由がないとの判断を下した。請求人らは住民訴訟を提起し司法判断を求める。なお、本件監査結果でも「意見」として、本件事業で個人施工の再開発事業として実施することについて「中立的かつ公正な監視や牽制の下で行われないとの懸念を生む状況が生じた」とその問題点を指摘し「通常以上の対応が求められる」と付言されていることは特筆すべきである。

自由法曹団東京支部は、民主主義と人権を擁護する法律家団体として、東京オリンピック・パラ

オリンピックを口実として巨大再開発事業が、法を潜脱し、脱法的な手法によって押し進められ、都民の財産である都有地を不当低廉な価格で売却することによって、都民の財産を一部の大企業に取得させることについて強く抗議するとともに、売却価格決定の過程を明らかにすることを求める次第である。

2017年7月19日
自由法曹団東京支部幹事会

7月渋谷新宿地域幹事会議事録

■ 渋谷新宿地域での幹事会開催に当たって

- ・ 小部支部長から
- ・ 渋谷共同法律事務所から（萩尾団員）
- ・ 代々木総合法律事務所から（須藤団員）

■ 都議選の結果を受けて

都民フが衆院選でどういう動きをするのか注視。

都民フから国民フへ？（若狭新党結成の動き）

市民ネットが弱くなっている。民進党存在意義が薄くなっている。連合とのかねあいから。

■ 憲法改正関係

9条3項論について。9条3項を置くことにより護憲派を分断できるという日本会議の議論をどのように扱うかについて。改憲対策本部の議論状況の紹介。

自衛隊合憲・違憲論にこだわる必要はないのではないかとの意見があるが

■ サマーセミナー

青井美帆教授には9条3項加憲について。従来の憲法9条1項と2項の解釈にどのような影響を与えるのか。また、自衛隊の合憲論違憲論をどのように考えるか、合憲論・違憲自体についてどのように議論するかという点を語ってもらう。

また、特別な機会・今までの運動から一步踏み出した決意を固める機会にする。

■ 渋谷・新宿地域での団員の取り組み個別報告

① 林治団員 ⇒ 「貧困問題に対し弁護士がどのような役割を果たせるか」の投稿参照

貧困問題と弁護士の役割。絶対的貧困（生きていけない状況）と相対的貧困（人間らしい生活ができない）。絶対的貧困は日本にはある。今日の話は相対的貧困＝冠婚葬祭に来ていく服がない、大学に進学できない、近所づきあいができない等。

相対的貧困は、可処分所得の中央値の半分以下の人＝可処分所得が244万円だとすると124万円以下の人のこと。日本の相対的貧困率は15.2%。相対的貧困は見えにくい。自己責任論は日本が

世界でもダントツである。しかし、社会保障が貧弱なので誰にでも起きうること。失業すれば8割近くが失業保険がない。離婚も同様。権利を実現するにも社会保障が必要。また、貧困層には精神疾患発達障害の方が多い。まずは日常生活支援からスタートする必要がある。

弁護士は支援者や他の専門家とのネットワークを作らないといけない。何がしたいかの背景を探らなければいけない。弁護士も負担をしなければならない。アンパンマンになるしかない。

②佐藤宙団員の貧困問題に関する書面報告⇒「武蔵村山市 税金滞納処分を巡る問題」の投稿参照
武蔵村山でも小田原と同様に滞納処分STOPとジャンパーをつくって滞納者に圧力をかけている。この件については長尾幹事長が支部としてかかわっていくと確認。

③淵脇みどり団員

晴海オリンピック・パラリンピック選手村土地売却事件。市場価格の10分の1以下で売却。監査請求をした。本来は、財務会計行為は議会や価格新議会条例でやるべき、また都市再開発法では周辺価格の調査、官製談合を防止するものだが、開発法をつかってすべて適用除外。脱法的に行ってしまった。通常は国と議会からダブルチェックを受けるが、東京都は一個人として脱法的に個人施工（再開発法108条の2）としてやってしまった。全員が同意しているので組合を作る手続きよりも極めて簡易。舛添で申請認可、小池がデベロッパーに売却。そもそも再開発は合法的地上げによる集中と収奪。遠藤氏と岩見氏の本を読んでほしい。記者会見をするとマスコミも食いつきがいいが、日刊ゲンダイ記事にならない。デベロッパーはマスコミのスポンサーで記事になりにくい。なお、請求人は臨海都民連。

今後も世論としてどんどん広げていきたい。

7月26日に報告集会。晴海選手村土地投げ売りを正す会も立ち上げ。ぜひ入会を。

本日監査結果を送付されてきた。(2)意見がついた。再開発法により都が中立的かつ公正な監視や牽制の下で行われないとの懸念を生む状況が生じたとの異例の意見がついた。

⇒これらの報告を踏まえて、支部幹事会決議「晴海オリンピック・パラリンピック選手村敷地譲渡契約の正常化を求める決議」を決議した。

④萩尾健太団員

大気汚染裁判について。国に喘息医療費補助制度を作らせるために署名を集めている。現在全国で12万筆。与党を中心とした議連を作らせようとしている。

根源を断つということで、道路問題に取り組んでいる。沿道緑化、自転車への転換など。

事故防ピンハネ返せ訴訟に関する取り組み。労働者供給事業について無法地帯になっている。共同不法行為として損害賠償請求。不当判決。⇒支部ニュース「事故防ピンハネ返せ訴訟 不当判決でも清掃労供労働者の年金・保険適用を実現」の投稿を参照ください。

⑤森孝博団員

自己紹介。感想。

生かそう憲法という集会を目黒地域で開く予定。

⑥三浦佑哉団員

3月から杉並総合に移った。高円寺の小中一貫校での工事妨害禁止の仮処分を受けて、スラップ裁判だといって主張している。

いまたくさんオファーが来ている。頑張る。

■ 教育問題

道徳の教科化自体が問題だが、道徳の教科書展示会を踏まえた採択が7月末～8月に行われる。教科書展示会には各事務所で取り組んで頂いたが、引き続き採択にあたって教育委員会の傍聴についても事務所で取り組んでほしい。東京教育連絡会にて、教科書東京ネットの請願の紹介があった。請願では、教科化の問題、実際の教科書における各社共通の問題、教育出版の問題などが取り上げられている。

本部で道徳の教科化、教科書について意見書を作成中。

7月30日に家庭教育支援法について集会（詳細は前号の支部ニュース折り込みチラシ）。ぜひ参加を。検定基準改悪についてパブコメ。7.25が期限。教科書の構成についても細かく注文が付けられるような内容。3月に同様のパブコメがあり、本部でパブコメを提出した。今回も取り組みが必要。

■ 労働関係

残業代ゼロ法案を容認するような連合執行部合意について。これは次の会長候補の事務局長が独断で会議しないでやってしまった。連合に対する世論の批判が高まっている。連合自体は法案についての容認はしていない。経団連・政府批判に目を持っていかなければいけない。今日も連合本部前で抗議活動を行うそうだが、連合がしっかり反対を表明できるような組織体制ができるようになる必要がある。

昨今の情勢としては、裁量労働制の拡大もある。厚労省過労死の労災補償状況を公表する。

また、労働基準監督業務の民間活用タスクフォース。社労士を使おうというもの。

また、解雇の金銭解決制度。裁判以外に今までのものとは別枠の制度を設けようというもの。5月末に検討会行われて今のところ検討会はおこなわれていない。来年国会に提出される可能性がある。

■ 閉会挨拶 長尾幹事長

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、
職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対称期間 満年齢	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年				
支払対象外 期間 満年齢	372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03（3405）8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL：03（3593）5112

（SJ13-08976、平成25年11月11日）